

児童食中毒事故への対応（給食）

1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する（人権尊重、生命尊重）
- (2) 日常生活の中に潜む危険を予測し、適切な判断のもとに安全に行動できるような児童を育てる教育を推進する。

2 確認事項

- (1) 事故者の氏名、症状
- (2) 食事内容、食事場所、食事時間（発生前 2 4 時間）
- (3) 給食献立（現場確保）
- (4) 該当者以外の児童の健康状態
- (5) 給食指導（年間指導計画、給食に関する保険指導）
- (6) 給食調理室の管理状況

3 当面の対応

- (1) 学校医、教育委員会への連絡
- (2) 学校医の意見に基づき事後措置の計画立案
 - ①健康診断 ②出席停止 ③臨時休業 ④消毒 ⑤その他
- (3) 保護者に対する事情説明、協力依頼
- (4) 児童への事情説明
- (5) 児童への食生活についての指導
- (6) マスコミへの対応

4 事後指導

- (1) 食中毒発生原因の究明、原因除去（関係機関との協力）
- (2) 指導体制、救急体制、施設・設備の点検、改善